

那須塩原市業務継続計画

(震災編)



令和 6 年度版

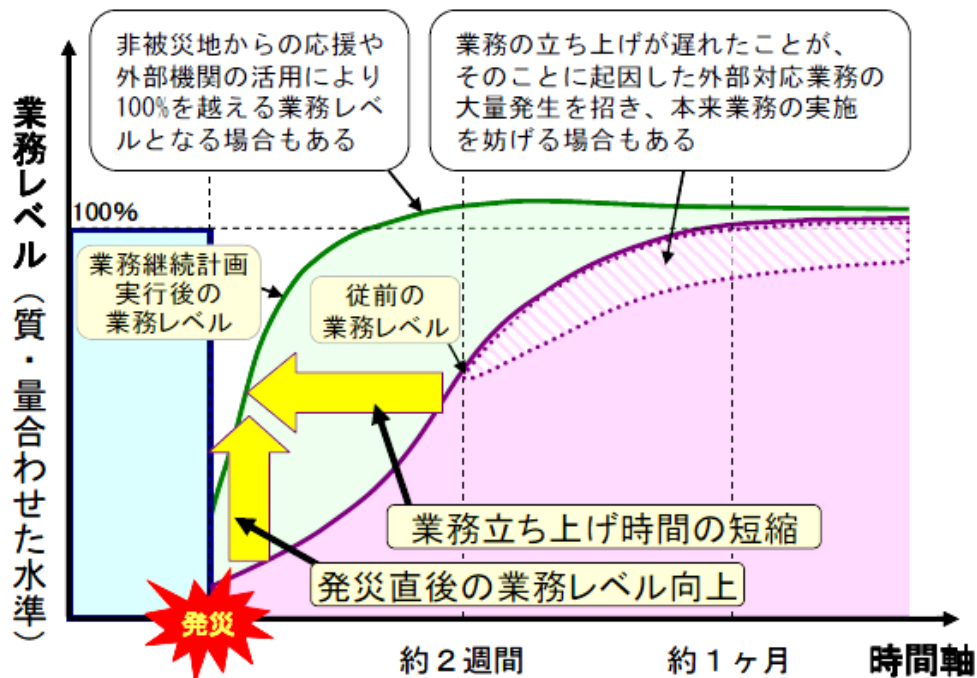
那須塩原市

第1章 総 則

1 業務継続計画（BCP）とは

大規模災害が発生した場合には、市民の生命、財産ばかりだけでなく、市の行政機能も被害を受ける可能性が高いため、平常時における人員と執務環境を前提とした業務を行うことは困難になることが想定され、業務が中断された場合、市民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすこととなる。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大規模災害発生時において、必要な業務に対して効率的に必要な資源を投入することで、市としての適切な業務遂行を継続し、市民生活を保護するという責務を果たすために必要な事項を定めるものである。



〈図1 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ〉

2 計画の必要性

市は、平常時から市民の身近な日常生活に直結する行政サービスを提供する役割を担っているところであり、これらの業務の中には、災害時であっても中断することができない業務が含まれている。

また、地域防災計画に定められている災害応急対策業務には、その性格上どの業務にも先駆けて実施しなければならないものがあり、あらかじめ、中断することができない通常業務との整理をしておくことが重要である。

平常時、災害時に係わらず、市民生活や地域社会にとって必要不可欠な業務を多く抱えている市において、大規模震災発生時に的確に業務継続が行われない場合には、次のような支障が生じる可能性があるものと考えられる。

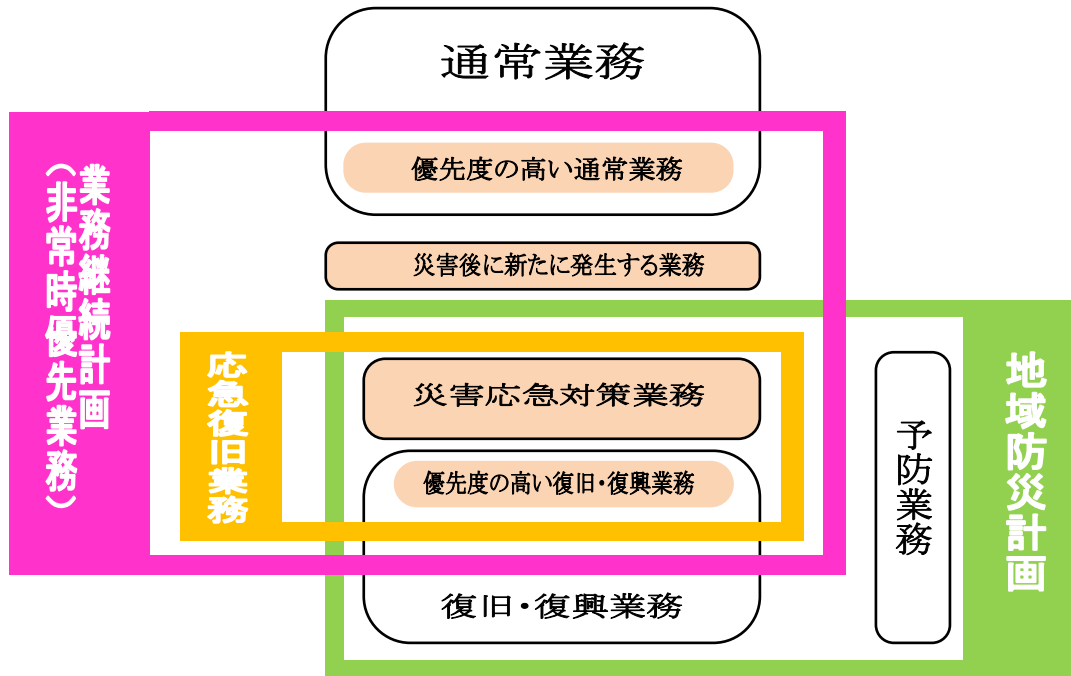
- ① 市の総合調整機能が失われることにより、災害応急対策を実施する上で県や防災関係機関等との十分な連携や調整を欠くこととなった場合には、市民の生命、財産及び生活全般への被害拡大を招くおそれがあること。
- ② 震災発生後に実施することが期待されている行政サービスの実施が行われなかったり、仮に行われたとしても実施が遅れたり、業務の優先判断を誤ってしまった場合には、市民生活への支障が拡大するおそれがあること。
- ③ 市の情報提供機能が失われることによる不安の増幅、更に市の信頼性の低下を招くといった悪循環を生み出し、結果として市民生活や地域社会に支障を来したり、社会問題を発生させたりするおそれがあること。

大規模震災発生時には、これらの支障をできる限り排除し、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保する必要がある、業務継続計画を策定することにより、必要な業務を的確に抽出するとともに、限られた資源の有効活用の方法等をあらかじめ検討しておく必要がある。

3 計画の位置付け

○ 地域防災計画と業務継続計画との比較

〈非常時優先業務の概念図〉



	地域防災計画	業務継続計画
趣旨・目的	地方公共団体が、災害発生前又は災害発生時に実施すべき防災対策・災害対応業務に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	災害発生時の限られた必要資源をもとに、非常時優先業務を目標とする時間（時期）までに実施できるようにするための計画
策定主体	那須塩原市防災会議	那須塩原市
実施主体	那須塩原市、防災関係機関、市民等	那須塩原市
対象業務	災害対策業務（予防、応急対策、復旧・復興）	非常時優先業務（災害応急対策及び優先度の高い通常業務）
実施時期	必ずしも明記されているわけではない。	非常時優先業務ごとに業務開始の目標時間を定める。
市の被災	庁舎や職員をはじめとする市の被災は考慮されていない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を考慮する。
計画の視点	市内の人的、物的被害の発生を想定し、市民等の生命、財産等を災害から保護するための方策を記載	市自体の被災を前提に、災害時に果たすべき役割や業務資源の配分等を検討し、市民生活保全のための業務継続方法を定める。
その他	災害対応に従事する職員の休憩時間、食料、トイレ等の確保については、必ずしも記載されているわけではない。	業務に従事する職員の体制に加え、職員の休憩時間、食料、トイレ等の確保についても検討する。

4 計画の基本方針

本計画は、大規模地震発生時に市の機能維持と損傷箇所の早期復旧を図り、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供することにより、震災から市民の生命、身体及び財産等を保護することを目的として策定するものである。

また、本計画では、想定される最悪の状況下における非常時優先業務と、これを確実に実施するための全庁の課題等を整理することにより、計画の趣旨及び非常時優先業務に対する周知を図り、業務継続を妨げる課題の解消及び軽減に向けた対策の検討と実施、各部等における災害対応マニュアルの整備や訓練の実施といった全庁的な取組を推進するものである。

これらを踏まえ、本計画は次の基本方針に沿って策定することとする。

- ① 那須塩原市の行政機能の維持や早期復旧を行うに当たり、最も困難なケースを想定することとし、被災状況に応じた弾力的な対応が可能となる計画とする。
- ② 市民の生命、生活及び財産の保護並びに行政機能の維持について、大規模震災時における市民ニーズとの整合を見極め非常時優先業務の選定を行うとともに、非常時優先業務を最優先に実施する。
- ③ 人材、施設、資機材等の資源を非常時優先業務に集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、原則として停止、休止する。
- ④ 計画の実行性を確保するため、非常時優先業務遂行上の課題とその対策を検討する。

第2章 被害状況の想定

1 想定する地震

平成25年に栃木県が県内全市町を対象に32パターンの地震動について被害想定を行った。

本計画で想定する地震は、被害想定の中で本市に一番被害をもたらすことが予想される那須塩原市直下を震源とする地震で設定する。

■本計画において前提とする地震

震源地 那須塩原市役所（那須塩原市共壑社 108-2）

地震のタイプ 地殻内

地震の規模 マグニチュード6.9

各地の震度 震度6強 共壑社（那須塩原市役所）

震度6弱 鍋掛、あたご町（西那須野支所）、蔓沼

震度5弱 中塩原、中塩原（塩原支所）

（いずれの地点も気象庁等の観測地点を示す）

2 想定される被害

本計画における地震の被害想定は、次のとおりとする。

(1) 地震発生時刻と被害

本計画においては、職員の参集時間や非常時優先業務の着手時間などを設定するに当たって統一的な基準を設けるため、想定シーンについては、建物被害・人的被害は、人的被害が最も大きくなる冬の深夜、風速10m/sの場合の被害を、それ以外の項目は、一部※を除き、それぞれの項目において最も被害の大きくなる冬の18時、風速10m/sの場合の被害を総括した。

※エレベータ内閉じ込め者数は朝7時～8時、また帰宅困難者数は昼12時の時間帯を想定している。

〈栃木県地震被害想定調査結果から抜粋〉

建物被害

(単位：棟)

区 別	液状化	地震動	土砂災害	合 計
全壊	3	1，623	1	1，627
半壊	8	6，578	3	6，589

火災による被害

・ 出火件数 3件 焼失棟数 5棟

人的被害

(単位：人)

区分	建物倒壊等		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計
	うち屋内収容物移動・転倒					
死者	100	8	0	0	0	100
負傷者	1,597	137	0	0	0	1,597
重傷者	178	28	0	0	0	178
軽傷者	1,419	109	0	0	0	1,419
要救助者						337

ライフライン被害

上水道 断水人口 (人)	下水道 支障人口 (人)	電力 停電軒数 (軒)	通信 不通回線 (回線)	L Pガス 漏えい件数 戸数 (戸)
51,228	13,017	2,025	1,811	6,500

※通信は固定電話

交通施設被害					
	道路被害（箇所）			鉄道被害（箇所）	
	高速道路	直轄国道	一般道	新幹線	在来線
	2	3	114	7	35
生活への影響	①避難者数（当日・1日後） ・避難所 3,805 人・避難行動要支援者 681 人・避難所外 2,536 人 ②帰宅困難者 ・帰宅困難者 8,273 人 ・滞留者 5,594 人 ③物資需要量（当日・1日後） ・食料 13,696 食 ・飲料水 153,685 ℓ ・毛布 7,609 枚 ・トイレ 1,640 基 ④災害廃棄物発生量 ・可燃物 4.0 万トン ・不燃物 13.3 万トン ※帰宅困難者数は正午の時間帯を想定している。				
その他の被害	①エレベータ閉じ込め者数 18 人 ②危険物施設被害 ・流出 1 件 ・破損等 8 件 ③経済被害 ・建物資産等 1,458 億円 ・ライフライン交通施設等 475 億円 ・災害廃棄物 38 億円 ※エレベータ内閉じ込め者は、朝7時～8時を想定している。				

(2) 地震発生後に変化が想定される状況

本計画において想定する被害の概況については、(1)に記載したとおりであるが、今後計画をより実効性の高いものにしていくためのシミュレーションを行う際には、地震発生後の時間の経過とともに拡大することが想定される被害も念頭に置く必要がある。

本計画では、これら被害の拡大の状況を詳細に検討するには至っていないが、各部等において災害対応マニュアルなどを作成する場合には、このような視点も重要であると考えられることから、次のとおり時間経過により変化することが想定される被害等の状況を記載する。

〈地震発生後の時間経過により状況変化が想定される事項〉

項 目		状況が変化する可能性（おそれ）
自然現象	土砂災害	・本計画では、土砂災害の発生を想定していないが、市内には危険箇所が多数分布しているため、地震動による急傾斜地の崩壊などのおそれもあり、避難指示を発令する場合も考えられる。 ・地震発生後の降雨の状況によっては、被害拡大のおそれがある。
	液状化	・東日本大震災では、市内各所で液状化と思われる被害が発生した。地下埋設物（上下水道管）の重大な損壊も懸念される。
	その他	・気温の低下による避難生活の環境対策が求められる。

家屋等被害	家屋	・余震による被害拡大や、それに伴う家屋被害の再調査申請の増加
	構築物	・ブロック塀の倒壊による避難路や生活路の閉塞。余震により被害が拡大し、場合によっては倒壊した塀により負傷者が発生する。
	火災	・本計画では、家屋の倒壊による小規模な火災発生を想定しているが、大規模震災においては、大規模な火災発生は避けられない。
人的被害	行方不明者	・行方不明者の捜索活動は、市の体制のみでは困難。警察、消防、自衛隊等との連携確保を考えておく必要がある。
	負傷者	・同時多発的に発生する負傷者を医療機関で一度に受け入れることは困難。救護所の設置、後方医療への負傷者搬送の方策が必要
	避難所生活	・避難所生活の長期化に伴い、持病の悪化、精神的ダメージなどのケアが必要となる。また、在宅避難者等も含めた災害関連死対策重要となる。
交通	鉄道	・新幹線については、早期の復旧が期待できるが、在来線は点検作業の遅延等により復旧に数日から数週間程度を要する場合もある。
	バス	・路面の損壊、交通規制の実施で、通常運行が困難となる。
その他	流言飛語	・公共放送、みるメール、ホームページ、SNS、防災ラジオ、広報車等を活用し、正確な情報を提供することにより流言飛語を防ぐ。
	学校	・学校施設が避難所として使用され、それが長期化する場合には、児童生徒の学校生活に支障が生じる。

3 本庁舎及びその他の公共施設の被害状況

(1) 本庁舎・支所庁舎・出張所

本庁舎、各支所庁舎及び常根出張所の建物については、全て耐震基準を満たしていることから、天井及び内壁等に損傷はあるものの建物主体構造に被害は生じることなく、地震発生後も執務が可能なものとして想定する。

(2) その他市有施設

学校、公民館、保育園、調理場、保健センターなどの市有施設については、建築年次もさまざまに耐震性が十分でない施設もあるなど、地震による被害の度合いは施設によって大きく異なるところであるが、避難所として使用する施設については、原則として耐震性が保たれているものとし、地震発生直後から避難してくる市民等の受入れを行うことができるものと想定する。

しかし、執務室内等については、庁舎と同様に備品や書類等が散乱しているため、片付け等を行わなければ執務ができない状況とする。

4 本庁舎等の代替拠点確保の考え方

本庁舎などが被害を受けて使用できなくなることにより、想定施設としては、災害対策本部機能は、黒磯文化会館とする。その他の非常時優先業務については、各出先機関、公共施設等の安全やライフライン等の機能を確保した上で代替拠点を構える分散型とする。

第3章 地震発生時の職員体制と職務環境

1 職員の参集体制

災害発生時の職員参集体制については、災害の種類、規模等に応じて職員の参集範囲、参集箇所、業務内容、指揮命令系統などを位置付けた「那須塩原市災害応急対策計画初動体制」に基づく参集体制を基本とする。

なお、この初動体制では、災害の規模等に応じⅠからⅢまでの3段階の配備体制を定めているが、本計画の被害想定においては配備体制Ⅲ（非常体制）による参集となり、原則として全組織・全職員が災害応急対策に当たることとなる。

(1) 災害対策本部における職員配備体制

「那須塩原市災害応急対策計画初動体制」における配備体制Ⅲ（非常体制）がとられる災害が発生した場合には、災害対策基本法及び那須塩原市災害対策本部条例の規定に基づく災害対策本部が設置される。

〈那須塩原市災害応急対策計画初動体制による配備体制Ⅲの参集基準〉

適 用 基 準	参集職員	体制の概要
1 震度6弱以上の地震が発生したとき	全職員 ※市長を本部長とする災害対策本部を設置する。	全職員が指定された庁舎等に参集し、各役割に応じた災害応急対策を実施する体制
2 長周期地震動階級4が発表されたとき		
3 噴火警報が発表されたとき		
4 市内における24時間の連続雨量が200㎜を超え ると見込まれるとき		
5 市内に大規模火災（死傷者が予測）が発生したとき		
6 市内に災害救助法が適用されたとき		
7 その他災害により大規模な被害が予想される時		

【配備体制Ⅲ（地震）による参集時の留意事項】

- ① すべての職員が自主的に震度情報を入手し、上司等の命令を待たずに勤務する庁舎に速やかに参集する。なお、施設勤務職員については、原則として勤務する施設に参集し所属長の指示を仰ぐものとする。
- ② 地震発生直後は、家屋の倒壊、火災の発生、道路の破損等により、自動車での移動が困難となることが予測される。また、不用意に自動車を運行させることで交通渋滞を引き起こし、被災者救援のための活動を妨げるおそれもあることから、職員の参集は徒歩を原則とする。

- ③ 地域における被災の状況を確認するとともに、救助等を要する場合は安全の確保を最優先に実施し登庁することとする。
- ④ 勤務する庁舎に参集が困難な場合には直近の庁舎に参集し、速やかに災害対策本部に申告の上本部長の指示を仰ぐものとする。

(2) 避難所対策要員の職員配備体制

地域防災計画の定めるところにより、災害によって住宅に被害を受け、又は帰宅の途を失うなど災害時に避難を要する人を受け入れるための施設として、公民館、小中学校体育館等の市有施設を避難所に指定している。

大規模災害発生時においては、市職員が避難所を開設して避難者を受け入れるとともに、避難者の避難所における生活環境を維持するための運営業務に携わることとなっている。

避難所対策要員としては、保健福祉部及び子ども未来部職員が分担してそれに当たることとなっているが、避難所の開設箇所や避難者の数が増加したり、避難所の開設期間が長期化したりするような場合には、教育部及び企画部職員が応援を行うこととしている。

なお、避難所の開設及び運営に関する事項については、「那須塩原市避難所運営マニュアル」に定めるとおりであるが、担当職員の地域別の割当てについては、毎年度部内に配置された職員の居住地などの状況を勘案して決定される。

「那須塩原市災害応急対策計画初動体制」においては、避難所対策要員についても勤務する庁舎に参集することが原則となっているが、地震災害の場合には発災後速やかに避難所を開設する必要が生じることも想定されるため、状況に応じて、所属長（場合によっては本部）からの指示を受け、庁舎ではなく担当する避難所施設に直接参集する場合も考慮する必要がある。

(3) 参集可能人員の算定

大規模震災発生後には、職員は直ちに自らが勤務する庁舎に参集することになっているが、自宅から庁舎までの距離、参集経路の状況（道路や橋りょう等の破損）、本人や家族の被災など、迅速な参集の妨げとなる要因は各個様々である。

本計画においては、まず、各職場一律の時系列的な参集率を定め非常時優先業務の開始時間を設定するものとする。

時間ごとの職員の参集率と部局ごとの参集人数については、次の表のとおりである。

【参集率設定の基本的な考え方】

① 参集場所

原則として、勤務する庁舎への参集とする。ただし、子ども未来部の職員のうち保育園勤務職員は保育園施設に、教育部の職員のうち小中学校及び公民館勤務職員は各勤務施設への参集とし、それ以外の出先機関職員についても各勤務施設への参集とした。

② 参集方法

- 徒歩での参集。道路状況等を考慮し、時速3kmの速さの連続歩行で設定する。
- 通勤距離が20kmを超えると帰宅困難者になるとの考え方があり、通勤距離20km超の職員は、交通網の回復等を考慮し、発災3日目から参集可能とする。
- 本人又は家族の被災等を考慮し、3日目までは全職員の80%、それ以降は90%が参集可能とする。

〈各専門部会の経過時間別参集職員数〉

部会名	課 名	人 数	1 時間 (3km圏内)	3 時間 (9 km圏内)	6 時間 (18 km圏内)	1 日	3 日	1 週間
企画部会		45	8	16	34	34	35	39
		100.0%	17.8%	35.6%	75.6%	75.6%	77.8%	86.7%
	企画政策課	20	4	8	15	15	16	18
		100.0%	20.0%	40.0%	75.0%	75.0%	80.0%	90.0%
	デジタル推進課	12	3	5	9	9	9	10
		100.0%	25.0%	41.7%	75.0%	75.0%	75.0%	83.3%
	秘書課	4	1	1	3	3	3	3
		100.0%	25.0%	25.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
	那須塩原駅周辺整備室	9	0	2	7	7	7	8
		100.0%	0.0%	22.2%	77.8%	77.8%	77.8%	88.9%
総務部会		151	23	58	107	110	116	133
		100.0%	15.2%	38.4%	70.9%	72.8%	76.8%	88.1%
	総務課	18	4	8	13	14	14	16
		100.0%	22.2%	44.4%	72.2%	77.8%	77.8%	88.9%
	財政課	17	4	8	13	13	13	15
		100.0%	23.5%	47.1%	76.5%	76.5%	76.5%	88.2%
	契約検査課	9	0	3	7	7	7	8
		100.0%	0.0%	33.3%	77.8%	77.8%	77.8%	88.9%
	課税課	29	4	12	21	23	23	26
		100.0%	13.8%	41.4%	72.4%	79.3%	79.3%	89.7%
	固定資産税課	15	3	9	12	12	12	13
		100.0%	20.0%	60.0%	80.0%	80.0%	80.0%	86.7%
	収税課	19	4	7	15	15	15	17
		100.0%	21.1%	36.8%	78.9%	78.9%	78.9%	89.5%
	危機管理課	6	0	1	4	4	4	5
		100.0%	0.0%	16.7%	66.7%	66.7%	66.7%	83.3%
	西那須野支所	8	1	4	5	5	6	7
		100.0%	12.5%	50.0%	62.5%	62.5%	75.0%	87.5%
	塩原支所	6	0	0	0	0	4	5
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	83.3%
	会計課	8	0	0	6	6	6	7
		100.0%	0.0%	0.0%	75.0%	75.0%	75.0%	87.5%
	議会事務局	10	3	4	7	7	8	9
		100.0%	30.0%	40.0%	70.0%	70.0%	80.0%	90.0%
	選管・監査・固定・ 公平委員会事務局	6	0	2	4	4	4	5
		100.0%	0.0%	33.3%	66.7%	66.7%	66.7%	83.3%

部会名	課 名	人 数	1 時間 (3km圏内)	3時間 (9 km圏内)	6時間 (18 km圏内)	1 日	3 日	1 週間
市民生活部会		52	11	21	36	37	40	45
		100.0%	21.2%	40.4%	69.2%	71.2%	76.9%	86.5%
	市民協働推進課	12	2	4	9	9	9	10
		100.0%	16.7%	33.3%	75.0%	75.0%	75.0%	83.3%
	交通防犯課	8	1	4	6	6	6	7
		100.0%	12.5%	50.0%	75.0%	75.0%	75.0%	87.5%
	市民課	32	8	13	21	22	25	28
		100.0%	25.0%	40.6%	65.6%	68.8%	78.1%	87.5%
環境戦略部会		33	3	12	23	24	25	28
		100.0%	9.1%	36.4%	69.7%	72.7%	75.8%	84.8%
	ネイチャーポジティブ課	13	0	4	8	9	10	11
		100.0%	0.0%	30.8%	61.5%	69.2%	76.9%	84.6%
	カーボンニュートラル課	9	1	4	7	7	7	8
		100.0%	11.1%	44.4%	77.8%	77.8%	77.8%	88.9%
	サーキュラーエコノミー課	11	2	4	8	8	8	9
		100.0%	18.2%	36.4%	72.7%	72.7%	72.7%	81.8%
保健福祉部会		95	17	36	71	71	74	83
		100.0%	17.9%	37.9%	74.7%	74.7%	77.9%	87.4%
	社会福祉課	22	4	9	16	16	17	19
		100.0%	18.2%	40.9%	72.7%	72.7%	77.3%	86.4%
	生活福祉課	15	4	8	12	12	12	13
		100.0%	26.7%	53.3%	80.0%	80.0%	80.0%	86.7%
	高齢福祉課	25	4	8	19	19	20	22
		100.0%	16.0%	32.0%	76.0%	76.0%	80.0%	88.0%
	国保年金課	17	3	6	13	13	13	15
		100.0%	17.6%	35.3%	76.5%	76.5%	76.5%	88.2%
	健康増進課	16	2	5	11	11	12	14
		100.0%	12.5%	31.3%	68.8%	68.8%	75.0%	87.5%

部会名	課 名	人 数	1 時間 (3km圏内)	3時間 (9 km圏内)	6時間 (18 km圏内)	1 日	3 日	1 週間
子ども未来部会		157	26	74	123	123	124	140
		100.0%	16.6%	47.1%	78.3%	78.3%	79.0%	89.2%
	子育て支援課	17	3	8	13	13	13	15
		100.0%	17.6%	47.1%	76.5%	76.5%	76.5%	88.2%
	子育て相談課	31	5	14	24	24	24	27
		100.0%	16.1%	45.2%	77.4%	77.4%	77.4%	87.1%
	保育課	109	18	52	86	86	87	98
		100.0%	16.5%	47.7%	78.9%	78.9%	79.8%	89.9%
	内 保育園	93	14	45	73	73	74	83
		100.0%	15.1%	48.4%	78.5%	78.5%	79.6%	89.2%
産業観光部会		59	9	25	41	41	44	51
		100.0%	15.3%	42.4%	69.5%	69.5%	74.6%	86.4%
	農務畜産課	26	6	12	20	20	20	23
		100.0%	23.1%	46.2%	76.9%	76.9%	76.9%	88.5%
	商工振興課	9	0	4	7	7	7	8
		100.0%	0.0%	44.4%	77.8%	77.8%	77.8%	88.9%
	ツーリズム推進課	16	3	6	9	9	12	14
		100.0%	18.8%	37.5%	56.3%	56.3%	75.0%	87.5%
建設部会		8	0	3	5	5	5	6
		100.0%	0.0%	37.5%	62.5%	62.5%	62.5%	75.0%
	建設部会	73	12	24	50	51	56	63
		100.0%	16.4%	32.9%	68.5%	69.9%	76.7%	86.3%
	都市計画課	22	0	3	16	16	17	19
		100.0%	0.0%	13.6%	72.7%	72.7%	77.3%	86.4%
	都市建設課	12	3	6	8	8	8	9
		100.0%	25.0%	50.0%	66.7%	66.7%	66.7%	75.0%
	保全管理課	29	8	11	20	21	23	26
		100.0%	27.6%	37.9%	69.0%	72.4%	79.3%	89.7%
	建築指導課	10	1	4	6	6	8	9
		100.0%	10.0%	40.0%	60.0%	60.0%	80.0%	90.0%

部会名	課 名	人 数	1 時間 (3km圏内)	3時間 (9 km圏内)	6時間 (18 km圏内)	1 日	3 日	1 週間
上下水道部会		36	10	17	24	24	28	32
		100.0%	27.8%	47.2%	66.7%	66.7%	77.8%	88.9%
	管理課	18	4	9	12	12	14	16
		100.0%	22.2%	50.0%	66.7%	66.7%	77.8%	88.9%
	整備課	18	6	8	12	12	14	16
		100.0%	33.3%	44.4%	66.7%	66.7%	77.8%	88.9%
教育部会		121	28	53	89	90	95	107
		100.0%	23.1%	43.8%	73.6%	74.4%	78.5%	88.4%
	教育総務課	21	7	10	15	16	16	18
		100.0%	33.3%	47.6%	71.4%	76.2%	76.2%	85.7%
	学校教育課	34	8	17	26	26	27	30
		100.0%	23.5%	50.0%	76.5%	76.5%	79.4%	88.2%
	内 小・中学校	8	0	3	6	6	6	7
		100.0%	0.0%	37.5%	75.0%	75.0%	75.0%	87.5%
	生涯学習課	58	12	23	44	44	46	52
		100.0%	20.7%	39.7%	75.9%	75.9%	79.3%	89.7%
	内 公民館	44	8	18	34	34	35	39
		100.0%	18.2%	40.9%	77.3%	77.3%	79.5%	88.6%
	スポーツ振興課	8	1	3	4	4	6	7
		100.0%	12.5%	37.5%	50.0%	50.0%	75.0%	87.5%

※各部会の職員数は現時点の概数で、育児休業等の休業者、他団体への派遣職員等を除いての集計

(4) 職員の家族の安否確認

勤務時間内に災害が発生した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することとなる。安心して職務に専念するためにも家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となる。そのため、普段から家族でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版等の連絡方法を確認しておく必要がある。

また、家族との連絡が取れない状態の中、非常時優先業務に従事しなければならない職員が発生することも想定されるため、他の職員が代わって安否確認を行う体制整備の検討を行う必要もある。

2 執務環境

(1) 本庁舎・支所庁舎・出張所

建物主体構造に被害は生じることなく、地震発生後も執務が可能なものと想定する。

ただし、第2章で想定したとおり、地震発生後24時間の停電の発生に加え、排水管の破損のおそれから、12時間は水道及びトイレの使用はできないものとする。

その他、庁舎における被害等の状況想定については、次に示すとおりとする。

〈地震発生後の本庁舎、支所庁舎及び出張所の状況想定〉

項 目	想 定 状 況
建 物	耐震基準を満たしているため、庁舎建物については大きな被害はなく、地震発生後も執務が可能
執務室	執務室内は、固定していない書棚の転倒、書類の散乱、備品の破損、防煙ガラスの破損などの被害が生じており、執務を行うためには、参集した職員のうち災害初動対応に従事する者以外の者による片付け作業を行わなければならない状況（片付け等には12時間を要すると仮定）
電 力	発災後24時間の停電。本庁舎及び支所庁舎は、非常用発電設備により、防災端末や一部のシステム、部分的なコンセント及び照明に電力供給が可能
上水道	断水はないものとするが、排水管の破損のおそれから、発災後12時間は水道の使用を自粛する。
下水道（トイレ）	排水管破損のおそれから、発災後12時間はトイレの使用を制限する。
通 信	県防災無線、防災ネットワーク、衛星携帯電話の使用可能（ただし、回線数は極端に制限される）。固定電話についてはつながりにくい状況にあるが、災害時優先回線については特に支障なし。携帯電話は発災後3日間は全くつながらない（メールの送受信は遅延するが使用可能）。
システム	情報系システムについては、停電時間中の使用不可。基幹系システムについては、非常用発電設備による電力供給を受けられるものに限り、一部使用可能。電力復旧後、動作確認を行ってから使用可能になるものと仮定する。
休憩所	参集職員は、発災当日徹夜での対応となる。12時間経過後、新たに参集した職員と適宜交代をするが、発災後3日程度は庁舎で休憩（仮眠）をとりながらの執務となる。庁舎内の和室、会議室等を活用して休憩所とする。
食料・飲料水	対応職員の食料は、各自最低限のものを自宅から持参することを原則とするが、不足が生じた場合は庁舎に保管している防災備蓄品の一部を利用する（アルファ米、ペットボトル水のほか、自動販売機の飲料を利用する）。

(2) その他市有施設

学校、公民館等の指定避難所については、地震発生直後から避難してくる市民等の受入れを行うことができるものとするが、執務室内等については、庁舎と同様に備品や書類等が散乱しているため、片付けを行わなければ執務ができない状況とする。

したがって、各施設については、職員参集後の作業として施設の被害状況の点検と執務室内の片付けを並行して行うこととなり、指定避難所施設においては、当面の避難所運営は避難所担当職員に任せることとなる。

なお、各施設における標準的な被害等の状況想定については、次に示すとおりとするが、施設においては、建物の耐震性等を勘案し個別に状況想定を行うものとする。

〈地震発生後の各施設の状況想定〉

項 目	想 定 状 況
建 物	耐震基準を満たしている建物は、大きな被害はなく使用可能。耐震性の不十分な建物は、当面使用できない。
執務室	執務室内は、固定していない書棚の転倒、書類の散乱、備品の破損などの被害が生じており、執務を行うためには、参集した職員による片付け作業を行わなければならない状況（片付けには12時間を要すると仮定）
電 力	発災後24時間の停電。太陽光発電装置のある施設に限り、一部の照明及びコンセントの使用ができるが、供給量は大幅に縮小される。
上水道	断水はないものとするが、排水管の破損のおそれから、発災後12時間は水道の使用を自粛する。
下水道（トイレ）	排水管破損のおそれから、発災後12時間はトイレの使用を制限する。
通 信	固定電話についてはつながりにくい状況にあるが、通話可能。IP回線については、停電時間中通話不能。携帯電話は発災後3日間はまったくつながらない（メールの送受信は遅延するが使用可能）。体育館の特設公衆の使用可能
システム	情報系システムについては、停電時間中の使用不可
休憩所	参集職員は、発災当日徹夜での対応となる。12時間経過後、新たに参集した職員と適宜交代をするが、発災後3日程度は施設で休憩（仮眠）をとりながらの執務となる。施設内の和室、会議室等を活用して休憩所とする。
食料・飲料水	対応職員の食料は、各自最低限のものを自宅から持参することを原則とするが、避難所施設においては、避難者用防災備蓄品の一部を利用する。

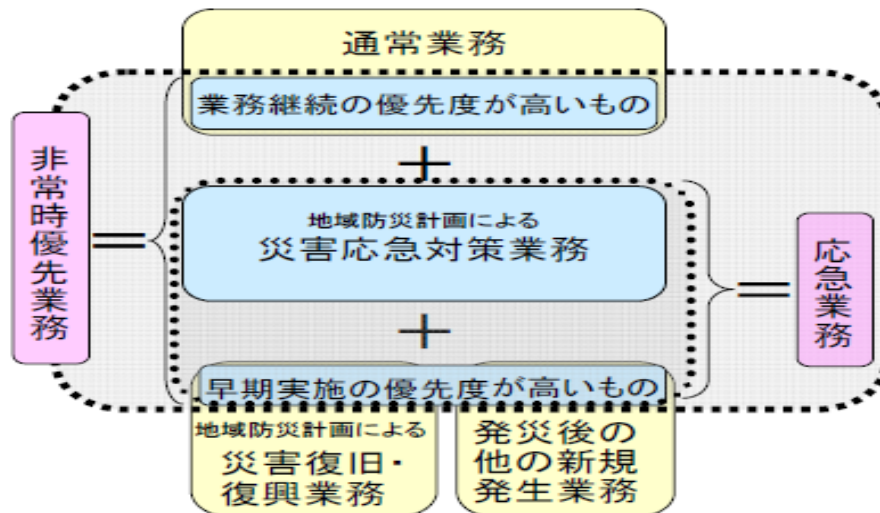
第4章 非常時優先業務の概要

1 非常時優先業務選定の考え方

本計画において対象とする業務は、地域防災計画に基づき実施される業務と通常業務の中で優先度の高い業務とし、これらを「非常時優先業務」と位置づけ、災害時においても実施すべき業務とするものであり、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務に加え、災害時であっても継続をしなくてはならない通常業務が対象となる。

災害発生後しばらくの期間は、非常時優先業務に割り当てることになるため、それ以外の業務は積極的に休止するか、非常時優先業務の継続の支障にならない範囲で実施することとなる。

なお、非常時優先業務に関する考え方の概念は、次に示すとおりである。



2 非常時優先業務の選定結果

大規模な災害等が発生した場合、災害に対応するための応急業務が発生するほか、通常業務で休止することができない業務もあるため、実施すべき業務量は大きく増加することとなる。

一方で、職員数が被災等により減少するため、全ての業務を行うことは困難な状況になる。

このため、災害発生後いつ頃の時期までに各業務を開始、再開する必要があるかを検討し、一定の期間内に開始、再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定した。

(1) 業務選定の方法

業務の選定に当たっては、通常業務については、那須塩原市行政組織規則等による事務分掌を単位として非常時優先業務を選定することとし、災害応急対策業務に係る内容については、那須塩原市地域防災計画震災対策編における災害対策本部設置時等の各部等の事務分掌に基づき実施した。

(2) 非常時優先業務の選定基準

業 務 区 分	非常時優先業務の選定基準
通常業務	業務停止による影響度が大きく、発災後1週間以内に着手しなければならない業務
（発災後新たに発生する業務）	地域防災計画に位置づけはないが、発災後に新たに発生すると思われる業務 （本計画において、現時点で想定している業務はない。）
災害応急対策業務	地域防災計画に記載されている応急対策業務の全て （一部優先度の高い復旧・復興業務を含む。）

〈参考〉業務開始目標時間別の業務の整理基準表

業務開始 目標時間	該当する 業務の考え方	代表的な業務例
3時間以内	○職員及び家族の安全確保 ○初動体制の確立 ○被災状況の把握 ○救助・救急の開始 ○避難所の開設	a.災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b.被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c.発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d.救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e.避難所の開設、運営業務 f.組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）
1日以内	○応急活動（救助・救急以外）の開始 ○避難生活支援の開始 ○重大な行事の手続き	a.短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b.市町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c.衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） d.災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受け入れ等） e.遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f.避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g.社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3日以内	○被災者への支援の開始 ○他の業務の前提となる行政機能の回復	a.避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b.災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） c.業務システムの再開等に係る業務
2週間以内	○復旧・復興に係る業務の本格化 ○窓口行政機能の回復	a.生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b.産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c.教育再開に係る業務 d.金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e.窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1ヶ月以内	○その他の行政機能の回復	a.その他業務

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月 内閣府）」より引用

(3) 部局別の非常時優先業務数

非常時優先業務は、478件（災害応急対策業務 134件、通常業務 344件）である。

なお、通常業務における非常時優先業務の選定に当たっては、災害応急対策業務を優先する中で可能であれば継続する業務を含んでいる。

業務区分	対象業務数 (①)	非常時 優先業務数 (②)	非常時優先業務に 選定された割合 (②/①)
災害応急対策業務 (復旧・復興業務含む。)	134	134	100.0%
通常業務	982	344	35.0%
(うち可能であれば継続する業務)	—	(253)	(25.76%)
計	1,116	478	42.83%

○ 部署別の非常時優先業務数

各専門部会【部単位に設置した10専門部会】の選定業務数については、次に示すとおりである。なお、各部署の非常時優先業務の選定結果については、別添資料のとおり。

部 署	合計業務数	非常時優先業務数				非常時優先 業務の割合
		災害応急対策 業務（復旧・復興 業務含む。）	通常業務	(うち可 能であれ ば継続)	小 計	
企画部	58	5	10	(2)	15	25.9%
総務部	271	42	101	(85)	143	52.8%
市民生活部	75	9	23	(14)	32	42.7%
環境戦略部	59	7	21	(12)	28	47.5%
保健福祉部	114	18	54	(41)	72	63.2%
子ども未来部	69	4	14	(6)	18	26.1%
産業観光部	144	17	30	(28)	47	32.6%
建設部	127	15	31	(26)	46	36.2%
上下水道部	78	8	18	(7)	26	33.3%
教育部	121	9	42	(32)	51	42.1%

（注）・非常時優先業務における通常業務は、業務継続の優先度の高い業務を選定したところであるが、被災の状況に応じ、選定した全ての業務を行うことが困難な場合も想定される。

・総務部の業務には会計課、議会事務局、選管等事務局の業務を、産業観光部の業務には農業委員会事務局の業務をそれぞれ含む。

・各部等における出先機関（保育園、公民館、調理場等）の業務は、原則として含まないものとするが、廃棄物処理等非常時優先業務に欠かせない業務を所管する施設（クリーンセンター等）が行う業務については、選定の対象とする。

3 非常時優先業務のマニュアル整備・更新

非常時優先業務のうち、応急、復旧業務については、それらの業務を迅速かつ的確に実施することができるよう、各部・各課において検討し、作業手順や内容をまとめたマニュアルの作成を行う。

また、年度ごとに課構成職員の参集時間の確認、意思決定順位の確認、非常時優先業務の担当の割り振り等の人的資源の確認を行うものとする。併せて、通信機器など大規模災害時の重要インフラの点検を実施するとともに、執務環境内の棚などの固定状況などについての点検を行う。

第5章 非常時優先業務の実施に向けた体制

1 指揮命令系統の確立

職員の参集率の低い災害発生直後の初動期において、業務を迅速かつ的確に実施するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統が確立されていることが重要となる。このため、責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行うことができる体制を確保する。

(1) 首長等不在の場合の意思決定権限

市長は、災害対策本部長であるため、「那須塩原市地域防災計画震災対策編」の規定に基づき、市長が不在の場合の職務代理順位者は次のとおりとする。

また、課長以上の権限委任順位については、「那須塩原市決裁規程」などの各執行機関が定めたものを準用するものとする。

【市長（副市長）の権限委任順位】

	第1順位	第2順位	第3順位
市長	副市長 (総務部事務所掌)	副市長	総務部長

(2) 所属長等不在の場合における権限の委任

① 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。

② 責任者が本庁に参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わないものとする。

- ③ 責任者との連絡が取れない場合は、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

2 非常時優先業務遂行上の業務執行環境の整備

(1) 各種情報システムの維持、復旧

情報システムは各業務を支える重要なインフラであり、業務や事業の継続には情報システムの稼働が必須となる。また、大規模な災害等によりシステム障害が発生した場合は、行政機能が停止し、その復旧に多大な時間を要する可能性がある。

バックアップデータからの復旧手順の明確化及び訓練を実施するとともに、重要性の高い情報システムについてはバックアップ媒体を遠隔地保管とするなど、非常時優先業務の継続的な実施のため、平成28年度に策定したICT-BCP（情報システム業務継続計画）の推進を図る。

(2) 情報の発信

市内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、極めて重要である。

みるメール、緊急速報メール・エリアメール、防災行政無線、ホームページ、SNS、広報車等あらゆる手段を活用し、正確な情報を提供する。

(3) 必要資源の確保

○ 電気

電力会社からの電力供給の停止に備え、本庁舎等において非常用電源を整備し、電力の確保を図っているところである。

平常時から非常用発電機の点検・改修を行い安定稼働できるよう維持を行う。

○ 飲料水、食料等

応急対策業務が集中する災害の初動期においては、救援物資等の手立てを含め、職員用としての物資については十分な確保が難しい状況となることが想定される。

職員用の食料等の備蓄は行っていないため、職員1人あたり3日分の食料等の確保を目途に、職員個人が勤務時の備えとして、食料や必需品を参集時用として家庭用とは別の備えをしておくことを奨励する。

なお、上記以外においても非常時優先業務を遂行する上では、災害発生時における障害となる現状の課題を抽出し、それらを解決するための対策について検討する必要がある。

業務継続を考える上での主な課題と対策について、今後も洗い出しを行い検討していくこととする。

第6章 連携及び協力体制の強化

1 受援体制の整備

東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震などの過去の災害では、被災自治体は応援を必要としたものの、目の前の業務に忙殺され受入体制が調整できず、外部からの応援を十分に活用できない事態が発生した。

このような教訓を踏まえ、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことが必要である。

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受入れる各担当課等において主体的に実施することとし、全体調整を災害対策本部事務局が行うものとする。

2 協定による物資等の確保

大規模災害時には、市の備蓄及び体制のみでは十分に対応できないため、関係機関・各種団体・企業等からの調達により補完する必要がある。

これらの調達を迅速に行うため、物資の供給分野、緊急輸送分野、医療救護分野等の各種応急復旧活動について、民間事業者や関係機関との災害時応援協定の締結を推進する。

第7章 計画の推進

1 計画の周知徹底

大規模な地震災害発生時において、非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施し、速やかな復旧・復興及び市民生活の安定を図るため、各所属においては平常時から本計画内容を共有し、業務執行体制の確保に向け、非常時優先業務の実施手順や役割分担等の整理、連絡体制の確認、各課題に対する対策の実施など具体的な検討及び取組を進めることとする。

2 計画の継続的改善

社会的な外部環境の変化や人事異動、組織改革に伴う組織の変化などにより、業務や必要な資源は絶えず変化している。

本計画の実行性を高めるため、組織改編、業務内容の変更等があった場合には必要な改定を行うほか、訓練等の実施や検証を踏まえ、継続的に改善を行っていくものとする。

3 研修及び訓練の実施

各職員それぞれの取組が組織の業務継続につながるものであることから、各所属においては、職員一人一人が非常時優先業務の重要性を認識するよう訓練等の機会を活用し、災害発生時の役割、登庁経路等の確認、食料等の確保など各自が担うべきことを確認する。そのためにも、業務継続体制の確立に向けた研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていくこととする。

